

宅造法許可取り消し訴訟第2回公判

6月14日に開かれた第2回公判では、原告適格と取消し対象が変更許可部



記者会見の様

分でよいのかという2点が争点でしたが、開廷後、裁判長より進行協議の提案があり、今後の進め方について裁判官と弁護士での協議がなされました。主として変更許可申請の取り消し請求の取扱いに関して協議がなされました。

今回の公判においても、原告9名と支援する方々 35名の計44名がバスで静岡地裁に行きました。伊東市側は職員2名が被告として出席していました。

公判後静岡県弁護士会館で記者会見を行いました。

その後県庁に移動し、難波副知事を訪問、現時点でも土砂の流出があり、防災対策をきちんと行うよう指導することを要請するとともに、伊豆高原メガソーラー問題について原告の思いを伝え、意見交換を行いました。

次回公判は9月20日午前11時開廷予定。

伊豆高原メガソーラー事業の「いま」

河川占用不許可処分 工事は実質的にストップ

伊東市が2月に下した河川占用不許可処分によって、橋がかかけられなくなり、工事に必要な機材を事業地に持ち込むことができなくなっています。これでは工事はできません。これに対して、事業者は5月9日に河川占用不許可処分に対する行政不服審査を申し立てています。行政不服審査請求の内容はわかりませんが、6月の定例伊東市議会におけるI議員の一般質問から、『河川占用不許可処分が条例違反という理由でなされていることを確認したい』『不許可処分が泥の流出や洪水につながる水の流出を放置している』というような主張をしているのではないかと推測されます。しかし、伊東市の河川占用不許可処分は、河川法にある取り消し理由に依拠するもので、社会経済上必要と認められないという、法に則った処分です。

経産省の改善命令の現状

事業者は、条例違反事業ではないから法違反事業には該当せず、従っ

て新FIT法による取り消しの対象にはならないと主張しているようで、そのため経産省は条例違反について伊東に再確認を求めてきているのではないかと推測されます。しかも、事業者が河川占用不許可処分に対して行政不服審査を申し立てているので、経産省は係争中案件に対して慎重に対処しているのではないかと推測されます。

事業地からの 土砂の流出が止まらない

これまでの工事によって改変された土地から、雨が降るたびに土砂が流出しています。大雨が降れば八幡野港が土色に変色するような顕著な土砂



事業地からの土砂の流出

流出が見られています。県の林地開発許可条件には「土砂流出しないように防災措置を講ずること」という項目がありますが、これに違反する事態が頻繁に起こっています。県は随時実態調査に入り、事業者を指導していますが、雨が降るたびに同じような土砂

の流出が起きています。要するに、土砂流出を止めることはできないことを証明しているようなもので、もし宅造法の許可のもとに予定通りに事業が行なわれていたら、今の規模とは比べものにならないくらい土砂の流出が起これば、大変な事態になっていただけないでしょうか。



大雨による土砂の流出を受けて、5月24日、難波副知事に事業者への指導を要請

5月21日から22日にかけての大雨によって、八幡野港に土砂が流入し、港が茶色に染まりました。事業地からの土砂の流入を証明するように、八幡野港には杭やピンク色の標識リボンが打ち上げられていました。支援する会はこうした事態を深刻に受け止め、5月24日、県庁に難波副知事を訪問、知事への要請文を手渡すとともに、事業地への立ち入り調査を早急に実施するよう要請しました。また、土砂を保存しておくトン袋が破れて土砂がむき出しになっている状況がよく見受けられるので、これからの台風シーズンに向けて十分な防災措置を行うよう厳しく指導していただきたいと申し入れました。



これを受けて5月27日、静岡県から2名の職員が事業地に立ち入り調査を実施しました。県職員の到着が遅れた関係で、立ち入り調査が夕方までかかりましたが、事業者の現地管理責任者は、県職員や市職員が事業地内で調査しているにもかかわらず、午後5時になると帰ってしまいました。

県は6月に入っても現地調査を実施していません。頻繁に土砂の流出が生じ

ていることから事業地の防災措置が十分ではないことがわかります。土砂の流出を防ぐ措置は、現状でも十分できるはずなので、このことも県に要請していきます。



八幡野港に打ち上げられていた杭やピンク色の標識リボン

支援する会の主な活動の報告

2019年4月～6月

4月23日 メガソーラー反対連絡協議会
日経アーキテクチャの取材を受ける

4月25日 支援する会幹事会

5月9日 支援する会幹事会

5月16日 支援する会幹事会

メガソーラー反対連絡協議会

5月23日 支援する会2019年度第1回全体会議

5月24日 静岡県知事要請で副知事訪問
弁護団会議

5月27日 県による現地調査実施への対応行動

5月27日 県による現地調査実施への対応行動

5月30日 支援する会幹事会

6月4日 メガソーラー反対連絡協議会

6月6日 支援する会幹事会

6月13日 支援する会幹事会

6月14日 宅造法許可の取消し訴訟第2回公判

6月20日 支援する会幹事会

メガソーラー反対連絡協議会

行政裁判が
スタートしました！
裁判のための費用が必要です
地域の環境を守るために
みなさまのご支援を
よろしくお願いいたします



活動を支える
募金への協力をお願いします

● ゆうちょ銀行記号：12380 番号62117081

● ゆうちょ銀行以外の金融機関から：

[店番] 238 普通預金 [口座番号] 62117081



<http://izukougen-ms.com/>